

仕様書

第1 件名

令和7年度MICE拠点育成エリアの情報発信に係るWEBサイト運営管理及び海外向けオンライン
広告業務委託

第2 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

第3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

第4 目的

東京ビジネスイベント先進エリア及び多摩ビジネスイベント重点支援エリア（以下「エリア」という。）として選定された各エリアがビジネスイベント**の誘致を効果的に進めるためには、開催地としてのエリアの認知度を高め、魅力を発信することが必要である。

本事業は財団ウェブサイト「Tokyo MICE Hubs」を通じて、主に海外のビジネスイベントの主催者やミーティングプランナー等に向けて各エリアの強みや特徴、ビジネスイベント受入れに向けた取組などを効果的に発信し、東京全体で様々な魅力を持ったMICE開催都市であることや、拠点間の連携により応用が利くMICE開催が可能であることをPRすることにより、各エリアのビジネスイベント誘致を支援する。

さらに、海外市場を対象としたバナー広告の展開により、ウェブサイトへの流入数拡大及び認知度向上と、それに伴う各エリアへの問い合わせ件数の向上を目的に実施するものである。

*エリア

・東京ビジネスイベント先進エリア：

- ①大手町・丸の内・有楽町エリア、②赤坂・麻布・六本木エリア、③臨海副都心エリア、
- ④日本橋エリア、⑤品川・田町・芝・高輪・白金・港南エリア、⑥渋谷エリア、
- ⑦浜松町・竹芝・芝浦

・多摩ビジネスイベント重点支援エリア

- ⑧八王子エリア、⑨立川エリア

**ビジネスイベント：M: Meeting（企業系会議）、I: Incentive（企業の報奨旅行）、C: Convention（国際会議）、E: Exhibition/Event（展示会・見本市、イベント等）の頭文字を取った総称であるMICEと同義として使用

第5 対象ウェブサイト

- 1 サイト名 Tokyo MICE Hubs

2 日本語版URL : <https://tokyomice.org/jp/>

英語版URL : <https://tokyomice.org/>

3 言語 日本語・英語

4 ターゲットユーザー

- ・国内外のビジネスイベント主催者・ミーティングプランナー・参加者等
- ・国内外のビジネスイベント関連事業者（DMC、PCO、ホテル、イベント会社等）
- ・国内外のビジネスイベント業界メディア

5 サイトコンセプト

- ・ターゲットユーザーに対し各エリアへの関心・興味を喚起させるサイト
- ・ターゲットユーザーに対し各エリアの特徴や強みがわかりやすく伝わるサイト
- ・各エリアが強化したい海外への情報発信を効果的に行うことができるサイト
- ・ターゲットユーザーに対し必要な情報が掲載され、容易に見つけられる等、ユーザビリティの高いサイト

第6 委託内容

東京を開催地として検討しているビジネスイベントの主催者等に向けて、各エリアを効果的にPRするウェブサイト（Tokyo MICE Hubs）の管理運営・更新及びオンライン広告掲出を行うこと。

また、財団が運営するビジネスイベント向けのウェブサイト及び各エリアが有するウェブサイトへの掲載や相互リンク貼付、バナー表示等を活用し、ビジネスイベント主催者等向けに周知すること。

1 ウェブサイト運営

(1) ウェブサイトの管理運営・保守

ウェブサイトは、受託者が用意するサーバーにて運営管理するものとし、受託者は当該ウェブサイト運営が正常に行われるために全てのサーバー保守、データバックアップ、モニタリング等の管理を行うこと。また、サイト閲覧の不具合等が発生した場合、直ちに検知できる仕組み等を用意すること。

ア 既存コンテンツを前年度の受託事業者から令和7年5月30日までに引継ぎ、運用すること。なお、ウェブサイトのデザイン等は従来のもを引き継ぐことを想定しているが、必要に応じて委託費の範囲内で改善を行うことは妨げない。引継ぎ・移管に係る一切の費用は本委託費に含めること。

イ 不正アクセスによる情報の改ざん防止のために、不正アクセス自動検知システムを設置し、データ書換えの検出・通知設定を行うこと。

ウ サイト公開前に脆弱性診断を行い必要な対策を行ってから公開すること。

エ サイト全体に対してSSLを設置すること。

オ GDPR（EU 一般データ保護規則）及び各地域の個人情報取扱規約、プラットフォーム利用規約に則り、必要に応じてクッキーポリシーの更新作業（日・英）を行うこと。作業にあたっては、受託者自身でも最新の情報収集に努めること。またコンセンストツールとして令

和 5 年度に導入した、One Trust (<https://cookie.bizrisk.iiij.jp/function>) を継続して使用すること。なお、コンセントツールの利用にかかるライセンス費用は別途 財団が負担する。

カ セキュリティに関する調査

財団からの情報セキュリティに関する調査等の求めに応じて、以下のとおり対応すること。

① 調査依頼への協力

財団から依頼する情報セキュリティに関する調査依頼に対して全面的に協力する

② 調査実施後の指摘事項への対応

指摘事項のあった場合は、その重要度に応じて、優先順位の指定のある場合はそれに従い、対応方法を検討し必要な措置をとること。

キ テストサイト（ミラーサイト）の設置

更新内容や新規制作ページの公開前に、財団が事前確認するためのテストサイト（ミラーサイト）を受託者にて設置すること。

ク 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託事業者への業務引き継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託事業者の業務履行に問題が発生しないように十分な注意を行うこと。また、汎用性のあるサイトを制作すると共に、権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費は、契約金額に含まれるものとする。

ケ ウェブサイトの運営システムの運用管理体制を示すこと。通常時及び障害時の緊急連絡体制を記載し、提出すること。

(2) 目標

KGI はウェブサイトを紹介した各エリアへの主催者等からの問い合わせ件数とするが、具体的には財団から提示する。

ア 適切なKPIの設定

KGIを達成するために必要な手法等及び適切なKPIを設定し、財団の承認を得た上で実施すること。

イ SEO対策

海外ユーザーからのアクセス向上のためのSEO対策について、サイトコンセプトを参考に、特に海外のターゲットユーザーが各エリアを想定しやすいターゲットキーワードやコンテンツ等を設定し、財団の承認を得た上で実施すること。

ウ 活動状況と効果の共有

活動状況やアクセス解析・分析の記録、管理を行い、毎月財団に報告を実施すること。また、毎月定例ミーティングを実施し、数値の説明に加え、Analyticsでの結果を詳細に分析し、アクセス数増加に役立つような設定をすること。

(3) 掲載コンテンツ

ア コンテンツの編集・更新

ウェブサイトに掲載されている9エリアについて、以下の内容のコンテンツの編集・更新を行うこと。

① 掲載情報の更新

各エリアに関する掲載情報の中で、数値情報や主要施設等について、年に1回、財団を通じてエリアに確認し最新の情報に修正を行うこと。

② 各エリア記事の更新

各エリアで実施された、『イベントケーススタディ』『拠点連携』『ユーザーニーズに則したコンテンツ』等MICE関連の事案につき、直近1年間に開催したものを1エリアに1つ以上追加すること。エリアへのヒアリングは財団を通して行うこと。

③ その他コンテンツの追加

各エリアを効果的にPRするためのコンテンツ等、各エリアのウェブサイトへの問い合わせ数の増加に資する提案を行い、財団の承認を得た上で実施すること。

イ デザイン

① ビジネスイベントの主催者等が閲覧するという点を意識し、写真や動画を多用する等、視覚的に各エリア及び東京の魅力がわかるデザインとすることとし、既存のデザインを踏襲すること。ウェブサイトの改善に効果的なデザイン等の変更がある場合は、財団と相談の上で変更すること。

② ウェブサイトの改修内容については、第5の5のサイトコンセプトや第5の4のターゲットユーザーを考慮し、ウェブサイトのアクセス解析・分析の結果も踏まえ、財団の承認を得て必要に応じて改善すること。

③ デザイン変更の提案をする場合には、PC、スマートフォン、タブレット等の端末機器を配慮したレスポンシブデザインとすること。また、一般的なブラウザ、Windows、Google Chrome、Firefox、Mac Safari、iPhone、Android等の主要なブラウザで表示が崩れないよう、十分に表示確認を行うこと。

④ 諸外国との関係に配慮し、東京を除く特定の国や文化、宗教等を連想させないデザインであること。

⑤ 財団から指定、支給するロゴ（BUSINESS EVENTS TOKYO）等を適宜入れること。

ウ ライティングと校正

① ライティング日本語及び英語で記事及びコンテンツを制作すること。英語はアメリカ英語とし、テキストは、財団他情報元より提供される情報や原稿を基に作成、日英翻訳及び英語コピーライティングを行うこと。英語はネイティブチェックを必須とし、ターゲットユーザーが違和感なく受け入れることのできる英文を作成すること。日英ともに、提案された文章の内容に対して著しく問題があると財団が判断した場合は、再提出やライター及びネイティブチェック担当者の変更を指示する場合がある。

② 掲載記事等の校正を綿密に行うこと。文字化け、レイアウト崩れ、リンク切れ、ページ非表示などの不具合についてもチェックし、訂正すること。

エ 写真の手配

ウェブサイト更新に使用する写真等については、財団がエリアへ依頼して入手するが、必要

に応じて受託者がストックフォトを購入すること。写真購入等に必要な経費は全て本業務委託費用に含む。なお、有料写真は一時レンタルではなく永久に財団の使用権利が得られるものとする。

2 オンライン広告

(1) 企画・広告制作

ア デジタル広告のトレンドや変化を踏まえた広告手法、掲載メディア、広告掲載期間、対象地域、表示回数、ウェブサイトへの目標誘導数、閲覧数等の計画及び広告掲載プランを策定の上、表1に記載する条件に従い広告掲載を行うこと。なお、最終的な掲出媒体、期間、回数等については、財団の承認を得た上で決定すること。

表1

目的	ウェブサイトへの誘導、認知度向上及び各エリアへの問い合わせ件数増を図る
訴求対象者	・海外のMICE主催者や参加者、開催地の決定権者 ・海外のミーティングプランナー等、MICE関連事業者(DMC、PCO、ホテル、イベント会社等) ・MICE業界メディア等
オンライン広告掲載期間	令和7年5月～令和8年2月まで ※上記期間内で最大限の告知効果が期待される時期及び期間を精査の上、年間スケジュールを作成し、掲載期間を確定すること。
掲載言語	英語
対象エリア	アジア、北米、欧州の全て ※より効果的なクリック数取得等の広告運用が見込まれる場合、対象地域を限定することも妨げない。

イ 広告配信開始前に、スケジュール、目標値等を明らかにした事業計画書を作成し、財団の承認を得ること。

ウ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を対象とした広告掲載を実施する場合は、安全性・信頼性が確保された媒体を選定すること。なお、個人に直接的にアプローチする手法（ダイレクトメッセージを送付する等）は想定していない。

(2) バナーの制作

ア 本ウェブサイト全体と各9エリアをイメージした複数パターン of 広告用バナーを制作すること。なお、使用画像やイラスト等は、広告使用が許可されている素材から受託者が選定し、またその使用料については委託料に含まれるものとする。

イ 掲載言語は英語とし、MICE主催者等にウェブサイトの魅力やメリットを訴求できるバナー広告デザインとすること。

ウ 広告デザインが決定出来次第、財団に報告すること。なお、デザイン決定後、財団により修正依頼があった場合には、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

エ 掲載開始後、期待する告知効果が得られない場合は、受託者の負担で広告デザインの差し替え等、改善に向けた対処を行うこと。

(3) 効果測定・報告

ア 広告からウェブサイトへの流入数及び問合せ件数増をKGIとし、広告表示回数、クリック数、クリック率、広告からウェブサイトへの流入数等、適切なKPIを設定した上で計測を行うこと。

イ 広告掲載期間は、原則月1回、KPIに基づき実績報告をすること。体裁は財団の承認を得た上、決定することとする。また、広告効果が想定通りに得られない等、何らかの対処が必要な状況が生じた際には、改善策と共に財団に報告すること。

第7 納品について

1 成果物

(1) HTMLウェブサイト

(2) 制作に伴い受託者が購入及び使用した写真データ。ウェブサイトに掲載していない写真を含む。

(3) 年間のアクセス解析・分析レポート

(4) 実施報告書

A4で作成しPDFデータ及び編集可能なデータ(Word, Power Point等)を納品すること。

(5) 納品日

令和8年3月19日(木)

(1)から(4)の成果物について、形式や内容等は財団に事前に相談のうえ提出すること。

(6) 財団からの指示のもと、契約満了又は契約解除に伴い、財団が新たに契約する同業務の受託事業者への円滑な業務移行のための引継ぎ資料一式を準備すること。

第8 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*第14に定めるところによる。

* https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx

第9 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りではない。

第10 秘密の保持

受託者は、上記第9の規定により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。上記第9の規定により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し受託者が全責任を負って管理するものとする。

第1 1 個人情報保護

- 1 「東京都個人情報取扱事務要綱」*及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」**を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」***に定められた事項を遵守すること。

[*https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_jimutoriyoukou.pdf](https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_jimutoriyoukou.pdf)

[**https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_annzenkannriki_junimeji.pdf](https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_annzenkannriki_junimeji.pdf)

[***https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyo_0122.doc](https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyo_0122.doc)

- 2 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」****に定める事項を遵守すること。

[****https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyouso.docx](https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyouso.docx)

- 3 本件において取り扱う個人情報について、特に以下の事項に留意すること。

- (1) 本事業のウェブサイトを通じて得たユーザーの氏名/連絡先/メールアドレス など
- (2) 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
- (3) 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

- 4 本事業の遂行にあたり上記9により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても当該事業者が本事業における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

第1 2 支払方法

受託者への支払は、委託完了届による財団担当者の検査終了後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

第1 3 契約更新について

本委託業務に係る契約は、受託者が良好な履行を行ったと財団が判断する場合、受託者との合意のもと、1年間を単位として最大2回まで本契約を更新することができる。更新を検討するに当たって財団において評価会を実施するため、財団からの指示に従い、業務報告書を提出すること。

更新後の業務内容・規模については、第6の1「ウェブサイト運営」にかかる部分を想定しているが本委託業務に係る契約期間内に別途提示する。

契約更新にあたっては、当該年度における東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成

立するとともに、財団収支予算が財団評議委員会で承認された場合において、確定するものとする。
また、本事業の方針等により評価会を実施せず本契約を更新しないこととなった場合、財団は事前に受託者に通知するものとする。

第14 その他

- 1 受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- 2 本仕様書で不明な事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- 3 障害・事故等が発生、及びその恐れがある際は、直ちに財団へ連絡後、速やかにこれを処理し書面で報告を行うこと。
- 4 財団が必要と認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- 5 この契約にかかる費用は、特に仕様書に記載のあるものを除き、全て契約金額に含むものとする。
- 6 本契約は、令和7年度東京都予算が東京都議会において委託契約締結前に可決成立し、令和7年度の財団収支予算が令和7年3月31日までに財団評議委員会で承認された場合において、令和7年4月1日に確定するものとする。
- 7 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

担当者連絡先：公益財団法人東京観光財団
コンベンション事業部
電話03-5579-2684